

地球温暖化対策計画書制度がスタートしました！

東京都は、平成17年3月31日、環境確保条例を改正し、これまでの「地球温暖化対策計画書制度」の強化を図りました。これは、温室効果ガスの排出量の大きい事業所を対象として、地球温暖化対策計画書の提出・評価・公表により、事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制を進め、地球温暖化の防止を図ることを目的としています。



当社の地球温暖化対策計画

高効率で省エネ性に優れた機器の導入と、需要形態にマッチした最適システムの構築と運用により、「平成21年度の温室効果ガス排出量を基準排出量（14～16年度排出量平均）の7%削減」という目標をかせ、さまざまな対策に積極的に取り組んでいきます。

当社のさまざまな取り組み

効率の良い機器を積極的に導入し、温室効果ガス排出量を減らします。

冷房用のエネルギー源として、温室効果ガス排出量の少ない電力を積極的に使用します。

電気と都市ガスの使用割合の最適化をはかることで、いっそうの低環境負荷を目指します。

夏期の日中は、冷房用のエネルギー源として都市ガスを積極的に使用し、地域全体のピーク電力の削減にも大きく寄与します。

